

気を付けて！！  
災害後の消費者トラブル

《保険申請を代行してくれる！？  
その契約本当に必要ですか？》

「自己負担ゼロで火災保険を使って家屋の修理をしませんか」  
「保険申請の代行をしますよ」

代行してくれるならと契約書にサインをした。契約書はほかに工事請負契約書もあった。あとからよく読んだら、火災保険金は工事代金にあてる、工事をしない場合は保険入金額の30%を支払う、ということになっていた。

そんな話は聞いていないし、高額で心配だ。解約したい。  
(70代女性)

- ・ 火災保険金が下りるかどうかわかりません。
- ・ 保険金の手数料は損害保険の補償対象外です。
- ・ 申請は自分で行えます。保険会社へ問合せましょう。



消費者庁イラスト集より

- 災害後は、災害のあった地域で便乗商法などの様々な相談が増えます。
- 台風の被害で住宅の修理等が必要な場合でも、複数の業者から見積もりを取り、慎重に対応しましょう。
- 困ったときは、早めに水戸市消費生活センターに御相談ください。

相談・問合せは、水戸市消費生活センターへ

住所 水戸市中央1-4-1（水戸市役所2階）

電話 029-226-4194

受付時間 月曜から土曜（祝日・年末年始除く）

午前9時から午後5時